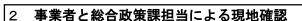
土地利用に関する事前協議の流れ

【事前協議対象事業】※5ha 以上は栃木県の土地利用事前協議対象

- ①都市計画区域内 3,000 m以上、当該区域外 10,000 m以上の開発事業
- ②太陽光発電設備の設置を目的とした 1.000 ㎡以上の開発事業



- ① 事業計画と現地の整合確認
- ② 土地の形状の確認
- ③ 事業地の境界の確認
- ④ 5 「土地利用対策審議会」の現地確認における動線の確認



3 説明会の開催等(市条例第7条関係)

- ① 未提出の添付図書(案)を提出(「説明会実施報告書」以外)
- ③ 自治会長と説明会の開催方法を相談
- ④ 地元説明会の開催
- ⑤ 説明会実施報告書(別記様式第2号)(案)の作成、提出



✓ ②自治会長の紹介

1 事前協議書及び添付図書の提出

① 提出部数

正本:1部

副本:(幹事会のみ):2部+データ もしくは (幹事会及び審議会):12部+データ

② 提出方法について

まずは、正本1部をご提出ください。内容を最終チェックした後に副本をご提出いただきます。 データの提出については別紙「事前協議書のデータ提出について」をご参照ください。

正本・副本は1部ずつフラットファイルに綴り、目次ごとにインデックスを付けてください。 目次順は別紙「土地利用に関する事前協議を実施される方へ」記載の順に並べてください。 事業者



総合政策課

土地利用対策審議会への諮問(市条例第8条関係)

① 現地確認

事業者、土地利用対策審議会(幹事会)委員、市担当者が現地集合します。 事業者には現地で委員に対して事業説明をしていただきます。(現地解散)

- ② 会議開催
 - ①の後、土地利用対策審議会を開催します。(事業者の立合は不要です)
- ※事業地が10,000 m*未満の場合は幹事会のみ、
 - 10,000 m以上の場合は幹事会及び審議会を開催いたします。

【幹事会】

市役所の課長で組織

【審議会】

外部有識者で組織

⟨→ ③会議終了後審査内容に基づき 「事前協議調整事項通知書」 を事業者へ送付



6 事前指導の実施(市条例第10条関係)

① 「事前協議調整事項通知書」に基づき市役所関係各課と協議を行い、🖒 ②事業者と関係各課の調整内 調整結果を記入した事前指導事項調整終了確認書を各課窓口に提出

容を集約。



開発協定の締結(市条例第11条関係)

- (1) 協定内容の事前調整
 - ②那須烏山市土地利用適正化条例に基づく開発協定書の内容について、 市と調整を行い、合意に至る。
- ①事業者へ「開発協定書」案を 提示

- (2) 協定書の取り交わし
 - ④ 協定書2部に署名・押印し市へ2部とも返送いただきます。
- ◇ ③協定書2部を事業者へ送付
 - ⑤協定書2部に署名



8 事前指導事項の調整終了

②事前協議終了

✔┪①「事前協議終了通知」 (別記様式第4号)を送付 7で署名した「開発協定書」 を1部送付



法令等に基づく開発許可申請届出等、関係個別法に基づく手続きの開始